

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（ 警察庁長官官房教養厚生課 ）

| | | | |
|-------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------|
| 項目名 | 犯罪被害給付制度に係る税制上の所要の措置 | | |
| 税目 | 所得税、国税徴収法 | | |
| 要望の内容 | 犯罪被害給付制度の見直しを令和6年度中に行う場合においても、引き続き、犯罪被害者等給付金について非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。 | | |
| | | 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額） | ー 百万円 （ ー 百万円） （ ー 百万円） |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的 犯罪被害者等給付金は、殺人、傷害等の故意の犯罪行為により重大な犯罪被害（死亡、障害又は重傷病）を負い、他に何らの救済も受けることができない犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が、社会の連帯共助の精神に基づき支給するものである。 犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）により、非課税措置及び差押禁止措置が講じられているところである。</p> <p>(2) 施策の必要性 犯罪被害者等給付金については、犯罪被害者等の救済の実効性を確保するため、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）において、既に非課税措置及び差押禁止措置が講じられているところ、現在、「犯罪被害者等施策の一層の推進について」（令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定）に基づき、有識者検討会を開催して犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討を行っている。当該検討を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しを令和6年度中に行う場合においても、犯罪被害者等が受けた精神的・経済的被害の軽減を図るため、社会の連帯共助の精神に基づき国が支給するものであるという犯罪被害者等給付金の趣旨に何ら変更はないことから、これに対して課税等をして犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることのないよう、引き続き、犯罪被害者等給付金について、非課税措置及び差押禁止措置が講じられることとする必要がある。</p> | | |

| | | | |
|----------------------|-----|------------------------|--|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 令和5年度政策評価実施計画（国家公安委員会・警察庁） 基本目標7 犯罪被害者等の支援の充実 業績目標1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実 |
| | | 政策の達成目標 | 犯罪被害者等は、犯罪による直接的な被害に加えて、経済的損害、精神的苦痛等の様々な被害を被っており、多様な場面において支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等の総合的な支援を充実させる。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | | 政策目標の達成状況 | 犯罪被害給付制度は、同制度が発足した昭和56年から令和5年3月末までの間に12,144人の犯罪被害者について約366億2900万円を支給している。 |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | — |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 犯罪被害者等給付金に非課税措置及び差押禁止措置が適用された場合、犯罪被害者等が受ける犯罪被害者等給付金は減額されないことから、犯罪被害者等の精神的、経済的被害の軽減を図る上で有効である。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 地方税についても同様の要望を行っている。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | | 要望の措置の妥当性 | 犯罪被害者等給付金は、他に何らの救済を受けることができない犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等が受けた精神的、経済的被害の軽減を図るため、国が社会連帯共助の精神に基づき支給するものであり、これに対して課税等した場合には、制度の趣旨に反し、犯罪被害者等の立ち直り効果が減殺されることなどから、非課税措置及び差押禁止措置が不可欠である。 |

| | | |
|---|--|----------|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p> | <p>租税特別措置の適用実績</p> | <p>—</p> |
| | <p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p> | <p>—</p> |
| | <p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p> | <p>—</p> |
| | <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>—</p> |
| | <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>—</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>犯罪被害者等給付金については、犯罪被害給付制度創設時（昭和 56 年 1 月）から非課税措置及び差押禁止措置が講じられている。 平成 30 年度税制改正要望において、犯罪被害者等給付金の支給対象範囲の拡大、支給額の引上げ等がなされた後においても、引き続き、非課税措置及び差押禁止措置を講ずるよう要望し、実現。</p> | |